

# 7月は同和問題啓発強調月間

【問】市人権・同和対策室 (☎77・8532)



被差別部落の人々が、  
大正11(1922)年3月3日に  
全国水平社を立ち上げてから101年  
大正12年12月23日に  
全筑後水平社を創立して  
ちょうど100年の歳月が過ぎました  
この間、  
全国水平社の理念と運動は  
さまざまな反差別運動に  
大きな影響を与えてきました  
水平社が求めた  
人間の尊厳・自由・平等  
についてあらためて考え  
部落差別のない社会を実現しましょう

## 詩聖北原白秋をたたえて詩を3部門で募集

優秀作品4点は11月2日の白秋祭式典で朗読 短歌大会の詳細は9月号に掲載



詩をはじめ短歌や童謡など、文学の世界で優れた才能を発揮した詩聖・北原白秋。市は、その功績をたたえ後世に伝えるため、白秋が亡くなった11月2日の白秋祭式典で朗読する献詩を毎年募集しています。昨

年の応募は全国から7769編。市民の皆さんも奮って応募してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



●形式 自由詩(字数や内容に制限なし。ただし、未発表の作品に限る)。B4判400字詰原稿用紙を使用。原稿用紙の裏面に題名、作者の氏名(フリガナ)、学

校名、学年(一般は年齢、職業、住所を記入)を明記した応募用紙を貼り付けること。作品は1人2点まで応募可

●部門 次の3部門で募集。小学生の部、中学生の部、高校生・一般の部  
●募集期間 7月1日(土)～9月4日(月)必着

●賞 文部科学大臣賞1人の他、特選や特別賞、一席など

●表彰 11月2日(木)に白秋詩碑苑で開催される白秋祭式典で実施

【申・問】市学校教育課学校給食係(〒832-8555 柳川市三橋町正行431、☎77・8173)



昨年最高賞に輝いた柴田華奈さん(愛知県)

## 市役所3庁舎で10月まで出張スマホ教室開催中

電話やLINEはもちろん、写真を撮ったり、最新の地図を見たり、スマホは本当に便利です

国内世帯の8割以上が保有しているスマートフォン。「興味はあるけど、何だか難しそう」と思っていない人か。市は、社会全体のデジタル化を進める第一歩として、昨年からは出張スマホ教室を開催しています。スマートフォンを持っているけど使いこなせていない人ももちろん、スマートフォンを持っていない人も大歓迎です。専用車両が各庁舎を回っているので、最寄りの庁舎で受講してみませんか。

●開催日 10月までの木曜と金曜(祝日除く)  
●開催時間 ①午前11時～②午後0時30分～③午後2時30分～(各回1時間程度)

●定員 各回3人まで。予約制で先着順  
●内容 ▷入門編=スマートフォンを持っていない人  
▷基礎編=スマートフォンを持っていて電話などの簡単な操作ができる人

●予約方法 開催日前日までに次の番号に電話して予約(☎0800・111・9442、土日も対応)

【問】市DX推進課DX推進係(☎88・8963)

受講料は無料です。8月以降の日程は電話で問い合わせてください



1度に3人が受講できる専用車両が各庁舎へ出張します

### 7月の開催日一覧

日時	場所	機種	講座
7月6日(木)	大和庁舎	アンドロイド Android	入門編
7月7日(金)	大和庁舎	アイフォン iPhone	入門編
7月13日(木)	大和庁舎	Android	基礎編
7月14日(金)	大和庁舎	iPhone	基礎編
7月20日(木)	三橋庁舎	Android	入門編
7月21日(金)	三橋庁舎	iPhone	入門編
7月27日(木)	三橋庁舎	Android	基礎編
7月28日(金)	三橋庁舎	iPhone	基礎編

人権を脅かす同和問題  
同和問題とは、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、基本的人権(職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・結婚の自由など)が侵害される日本固有の人権問題です。  
問題を解決するのは「時」ではなく「人」  
「そつとしておけば、同和問題は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。明治4(1871)年に「解放令」が出されてから152年。昭和22(1947)年に日本国憲法が施行されてから76年経過した現在でも、同和問題はなくなっていない。問題を解決するにはまだ時間が足りないのでしょうか。  
解決できないのは、多くの人が「自分とは無関係だ」「自然になくなる」などと、同和問題と真剣に向き合うことなく、避けてきたからではないか。

誰でも無料で入場できます  
**人権・同和教育夏期講座**

●日時 7月1日(土)午後2時開演(開場は30分前)  
●会場 市民文化会館白秋ホール  
●内容 部落解放同盟中央本部前委員長の組坂繁之さんによる「差別をなくし人権を確立するために」と題した講演。手話通訳あり

【問】市人権・同和教育推進室(☎77・8842)

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権に関する3つの法律を施行。これを受けて市は、条例を一部改正して、相談体制の充実などを新たに追加した「柳川市部落差別をはじめ

いでしょうか。同和問題を解決するのは時間ではありません。私たち一人一人です。

正しく理解して正しい行動を

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を令和2年4月1日に施行しました。

県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」として実施しています。

同和問題の解決のためには、私たちみんなが、正しく理解・認識して、差別をなくすために行動をしていくことが大切です。この機会にあらためて同和問題を考えてみませんか。



の組坂繁之さんによる「差別をなくし人権を確立するために」と題した講演。手話通訳あり